

令和元年度 包括外部監査（令和2年3月23日報告） 【指摘事項】  
 テーマ：国民健康保険特別会計の事務の執行について

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
1 国保税収納課	第5部 徴収について 3 徴収業務の手続き及び監査手続き (8) その他 時効の要件を十分理解し、徴収できるのに時効となり欠損処分することにならないよう周知徹底させるべきである。	措置 (完了)	今回の指摘を受け、あらためて課内の職員に対し時効中断の要件に係る文書を配付し、周知徹底を図りました。 なお、今後におきましても債権管理については分納中に時効欠損にならないよう、充当の際は納期が早く到来するものを優先する他、時効中断の効力を持つ滞納処分や確約書の提出を求めるなどの対策を講じてまいります。 令和2年7月21日措置通知 市長

令和元年度 包括外部監査（令和2年3月23日報告）【意見】  
 テーマ：国民健康保険特別会計の事務の執行について

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応状況の別	内容
1 国民健康保険課	<p><b>第3部 課税について</b>  <b>8 保険税の減免</b>                      平成31年2月27日に、住民税では免税となる肉用牛の売却による所得が保険税では免税とならないため、保険税の所得には加算していたが後期高齢者被保険者（75歳以上の者）、国民健康保険高齢受給者証の者（70歳以上75歳未満の者）に適用される現役並みの所得者（住民税の課税所得145万円以上の所得者）の所得に加算していないことを、福島県後期高齢者医療広域連合から照会があり、誤った判定をしていたことがわかった。                      郡山市では、指摘を受け、地方自治法第236条に基づく金銭債権の消滅時効は5年間のため、平成30年度から過去5年間の自己負担割合の判定状況及びレセプト等について調査・確認を行った。                      (1) 後期高齢者医療被保険者証 10世帯 16件                      (2) 国民健康保険高齢受給者証 18世帯 33件                      今回影響する医療費については、該当者全員の5年分の診療報酬明細書（レセプト）を点検し計算。金額が確定した時点で、該当者へ納付を依頼することとなった。                      今回の事例については、平成31年3月18日から21日までに、対象者に対して謝罪の上、被保険者証等の差し替え等必要な措置は完了している。                      ただし、これまでの記述のとおり、保険税、とりわけ所得の計算は、特例等を含め複雑な制度であるため、申告相談や今後、同種の事案の再発防止体制構築が欠かせない。                      今回の福島県後期高齢者医療広域連合の指摘を受け、具体的な再発防止に向けて対応策を講じるべきである。</p>	措置 (完了)	<p>自己負担割合判定の誤りについては、誤りの原因となった「住民税では免税となる肉用牛の売却による所得」のデータを取り込むために、平成31年3月15日に「国民健康保険・国民年金システム」のプログラム修正を行いました。                      また、令和元年度からチェックリストを活用し、職員ダブルチェックによる確認を行っております。                      今後も国民健康保険税の課税や「国民健康保険高齢受給者証」の負担割合の判定及び「後期高齢者医療被保険者証」の負担割合判定資料の提供に誤りがないよう、再発防止に取り組んでまいります。</p> <p>令和2年7月21日措置通知 市長</p>
2 国保税収納課	<p><b>第4部 給付について</b>  <b>9 高額療養費</b>  <b>(4) 高額療養費貸付制度</b>                      高額療養費貸付制度を利用し、高額療養費と貸付決定額の差が小さければ、借受者に給付すべき金額が小さくなる。金額が小さいので支給した案件があったが、少額の場合であっても滞納税額への充当を促すべきである。</p>	措置 (完了)	<p>当該案件については、納税相談の上、分納約束をしていたことなどの経過等を勘案し高額療養費の通常支給を行ったものであります。高額療養費の充当は、滞納処分と異なり借受者の同意が必要であることから、なお今後とも滞納者の納付状況や経過等をよく見極め、充当を促してまいります。</p> <p>令和2年7月21日措置通知 市長</p>
3 国保税収納課	<p><b>第5部 徴収について</b>  <b>4 滞納</b>  <b>(3) 主な滞納原因</b>                      分納誓約と差押え                      サンプル100件中、未納者と市で分納の合意をしている案件が、40件程度あった。分納は、短期間で完納の見込みがあるなら、簡易様式である「国民健康保険税・市税等を分納される方へ」（複写式）という書面を記入してもらい、それ以外の分納の場合は、確約書（滞納市税等の承認及び納付計画書）を記入してもらう。                      現実として、滞納者が分納の約束をしたからといって、その約束通りに分納されるとは限らない。滞納者の経済状況の変化により、分納金額であっても支払いが滞る者がいる。民間であれば、分納の約束が守れない場合は、未納残額全額を一括請求するのが一般的である（期限の利益喪失）。                      しかし、市では、財産調査やヒアリングをして、未納者の経済状況を把握しているため、一括請求したとしても回収できないことを認識している。継続的に面談を行い、分納誓約を更改して、新たな分納金の納付をしてもらうしか方法がないとのことであった。何度も分納金額を更改する場面がある。あまりに回数が多い分納は、適切に納付している市民と比較すると公平ではないという意見もあるであろう。                      市としては、差押えは、未納者の生活に大きな影響を与える場合がある（特に、給与差押えは、未納者の勤務先に連絡がいくため、未納している事実が勤務先に明らかになってしまう）ことから、預金や不動産等差押える財産がない滞納者が分納したいと申し出ると、分納を認めることが多い。しかし、分納を申し出る中には、必ずしも、「分納でなければ払えない」という状況ではない者もいるであろう。また、分納を約束しておきながら、その後、臨時収入が入り生活に余裕ができる者もいるであろう。市は、滞納者に換価可能な財産があることが判明した場合、差押えを行っている。財産が判明した場合は積極的に差押えを行うべきである。</p>	措置 (完了)	<p>滞納者に対しては、納税相談により実施可能な納付を指導すると同時に、積極的に預金、保険、給与、不動産などの財産調査を実施し、差押可能な財産が判明した場合は、速やかに債権の差押えを行っております。今後も積極的に財産調査及び差押え等を実施してまいります。</p> <p>令和2年7月21日措置通知 市長</p>